

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第353回本審議会議事録

### 1 日 時

令和5年7月4日（火） 16時00分～16時30分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出席者

(公益代表委員)

表田委員、岸本委員、衣笠委員、村上委員、森委員、北川委員

(労働者代表委員)

清水委員、鈴木委員、土井委員、松井委員

(使用者代表委員)

北畠委員、平岡委員、丸山委員

(事務局)

木原労働局長、樋口労働基準部長、井手賃金課長、稲田主任賃金指導官、林賃金指導官、中島賃金指導官、上地最低賃金係長、福井専門監督官

### 4 審議事項

- (1) 本年度の審議の進め方について
- (2) 大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 特定最低賃金の改正決定等について（諮問）
- (4) その他

(開会 16時00分)

## 稲田主任

ただ今から、大阪地方最低賃金審議会第 353 回総会を開催します。

はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既に御渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公 益を代表する委員 5名  
労働者を代表する委員 4名  
使用者を代表する委員 3名

の計 12 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

それでは、まず、大阪労働局長の木原から、御挨拶申し上げます。

## 木原局長

大阪労働局長の木原でございます。

皆様方におかれましては、日頃から労働行政の推進に御協力を賜っておりますこと、この場を御借りして御礼申し上げます。本日は御忙しいところ、また気温も高くなってきているなか、御集まりいただきありがとうございます。

本年度の地域別最低賃金の審議につきましては、6月30日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安についての諮問が行われたところであり、大阪労働局といたしましては、本日、この後、地方最低賃金審議会への改正諮問を予定しております。

委員の皆様方におかれましては、最低賃金の主旨、物価上昇による経済・生活への影響が顕在化する中、大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意いただき、御審議いただきますようお願い申し上げます。

また、特定最低賃金に関しましても、6月30日までに7件全ての業種で改正決定の申出がございました。

その改正決定等についての諮問も併せて予定しておりますので、よろしく願い申し上げます。

委員の皆様方には、本年度も審議会の自主性を十分に発揮いただき御審議いただきますことを切に希望として申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いします。

## 稲田主任

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、会長にお願い致します。

## 衣笠会長

それでは、審議を進めます。

お手元の会議次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議事（１）の、「本年度の審議の進め方について」に入ります。

本年６月１２日に運営小委員会を開催し、私が委員長となって本年度の審議の進め方等について、検討を行いました。

事務局から、検討結果の説明をお願いします。

## 井手課長

それでは、６月１２日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方などについて確認された事項を９点御説明いたします。

１点目は、本年度の地域別最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてでございます。地域別最低賃金専門部会の審議については、毎年、総会での承認を得た「了解事項」に基づいて運営を行っていますが、本総会に報告する了解事項（案）は、資料１のとおり、昨年度の了解事項を本年度も踏襲することとなっておりますが、一部については審議中になっております。地域別最低賃金専門部会については、修正を行い了解事項となっておりますことを御報告申し上げます。

次に２点目です。特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の審議について、基幹労働者の範囲の見直しの有無にかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うこととなりました。

３点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議方法についてです。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりました。

次に４点目です。特定最賃の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、ひとつの総会にまとめ、かつ、金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、本年度第６回目の第３５７回総会で予定することとなりました。

次に５点目です。特定最賃の異議審の設定方法ですが、金額審議で全会一致に至った場合と、不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審はまとめて、本年度第７回目の第３５８回総会で予定することとなりました。

次に６点目です。審議資料につきましては、これまで、平成１５年７月２９日付け「基本問題協議会の審議結果について（報告）」をベースに作成しておりましたが、今年度は基本問題協議会を開催し、審議資料の見直しを行った上で、審議資料とすることとなりました。

次に７点目でございます。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から意見聴取する方法についてですが、従来どおり意見書で提出していただく

こととしました。

8点目は、実地視察についてです。本年度は、リモート会議形式で、大阪府最低賃金審議会委員を対象に、6月23日に菓子製造販売業を営む事業場の実地視察を行いましたことを報告いたします。

最後に9点目です。総会における意見陳述の時間についてです。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取については、7月28日に開催される第354回総会で行うこと、意見陳述時間は総枠40分以内とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は松井委員、使用者側は平岡委員にお願いするということになりました。

なお、意見陳述の人数については、現在調整中でございます。

運営小委員会の報告等は以上でございます。

御協議をお願いいたします。

## 衣笠会長

ただいま、事務局から運営小委員会の審議結果等について9点説明がありましたが、何か御質問等はありませんか。

(なし)

本年度におきましては、これら運営小委員会での審議報告のとおり、審議を進めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

御了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

次に、議事(2)の、「大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)」に入ります。

この件について、事務局から説明願います。

## 井手課長

令和5年度の大阪府最低賃金の改正決定にかかる諮問に際しまして、その経過について、事務局から御説明申し上げます。

最低賃金については、最低賃金法第1条に規定されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、以て労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」との主旨に基づき、毎年、大阪府下の全労働者に適用される大阪府最低賃金の改正を諮問し、真摯な御審議の結果、御答申をいただいているところです。

令和5年度においても、最低賃金法の目的に沿い、改正を諮問させていただきます。

皆さま方におかれましては、最低賃金の主旨、現下の大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意いただきまして、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。

会長、局長、中央へお願ひいたします。

( 局長から諮問文を会長に手交する。 )  
席へお戻り下さい。

## 本指導官

諮問文(写)の配付をお願いします。  
皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。  
それでは、起立して諮問文を読み上げさせていただきます。  
大阪地方最低賃金審議会会長 衣笠葉子 殿  
大阪労働局長 木原亜紀生  
大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、大阪府最低賃金(昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。

## 衣笠会長

ただいま、局長から諮問を受けました。それでは、今後の事務的な手続きについて事務局から説明してください。

## 稲田主任

それでは、説明させていただきます。  
ただ今、局長から諮問申し上げましたので、本日付けで、「専門部会委員の任命のための推薦を求める公示」、「関係労使の意見聴取の公示」をいたします。  
専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締切日は、7月12日(水曜日)とさせていただきます、大阪府最低賃金にかかる関係労使の意見聴取の公示の締切日は、7月19日(水曜日)とさせていただきますので、よろしくお願いたします。  
その後、委員の任命の手続きを経まして、専門部会を開催していただくこととなります。  
以上でございます。

## 衣笠会長

それでは、ただいまの諮問及び事務局からの説明に関しまして、御意見・御質問があれば、お願いたします。何かございませんでしょうか。

( なし )

次に、議事(3)の、「特定最低賃金の改正決定等について(諮問)」に入ります。  
事務局から説明してください。

## 稲田主任

お手元にお配りしております、7ページの資料4を御覧ください。

当局で決定しております7件の特定最低賃金すべてについて、改正を行うよう関係労働組合から申出があり、申出要件を満たすものとして、7業種すべて6月30日付けでこれを受理いたしました。

従いまして、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と、改正決定の必要性有りとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて諮問することといたします。

## 井手課長

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

( 局長から諮問文を会長に手交する。 )

## 林指導官

諮問文(写)の配付をお願いします。

皆様、写しは御手元に届きましたでしょうか。

それでは、起立して諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪地方最低賃金審議会会長 衣笠葉子 殿

大阪労働局長 木原亜紀生

最低賃金の改正決定等について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

「大阪府塗料製造業最低賃金」、「大阪府鉄鋼業最低賃金」、「大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金」、「大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」、「大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信製造業最低賃金」、「機械器具製造業最低賃金」、「大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金」、「大阪府自動車小売業最低賃金」

以上でございます。

## 衣笠会長

ただいま、大阪府塗料製造業最低賃金ほか6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と、必要性有りとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がござ

いました。

なお、特定最低賃金の審議の流れに関しましては、特別小委員会での審議事項になりますが、本日、この総会の前に開催された第1回特別小委員会で御審議いただいておりますので、村上委員長から報告してください。

## 村上委員

本日、総会の前に開催しました第1回特別小委員会で審議した結果について報告させていただきます。

先程、運営小委員会の審議結果を御報告いただきましたが、このうち、特定最低賃金の審議に関する事項について、1点、特定最低賃金の審議にかかる「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくこととなりました。

## 衣笠会長

ありがとうございました。

村上委員長から報告していただきましたが、質問、御意見はございませんか。

( なし )

はい、ありがとうございます。

それでは、今年度、特定最低賃金の審議にかかる「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくことでよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

はい、ありがとうございます。

御了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

それでは、今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

## 稲田主任

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくこととなりましたので、本日付けで、7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切日は、7月12日(水)とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

その後、委員任命の手続きを経まして、専門部会を開催し審議していただくこととなります。

また、この専門部会は、改正決定の必要性有りの結論に達した特定最低賃金については、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることとなります。

以上でございます。

## 衣笠会長

ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問等はございませんか。

( なし )

次に、議事(4)の「その他」に入ります。

事務局から何かありますか。

## 稲田主任

事務局から、本日の配付資料の資料7「各団体からの最低賃金改正等に係る申入書・要請等」につきまして、御説明いたします。

いずれも、労働者側からの意見になります。

まず、19ページ、資料7-1は、本年6月27日に日本労働組合総連合会大阪府連合会(連合大阪)から、「大阪府最低賃金の引き上げを求める要請」として、提出されたもので、概要を申し上げますと、1番目に、大阪府最低賃金は政労使合意の「雇用戦略対話」、政府の成長戦略、「働き方改革実行計画」に基づき、公正な労働基準とセーフティーネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向け、「2022 連合大阪リビングウェイジ 1,100円(時間額)以上」に改正すること、2番目に、中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実におこなわれるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と支援策の周知徹底について関係官庁と連携を図ること、3番目に、特定最低賃金は、その意義を再度公労使で認識を深めた上で、労働協約ケースでの企業内最低賃金協定の水準や協定割合等を重視し、事業の公正競争の確保に資する審議を行うこと、4番目に、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件を向上させること、5番目に、大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態及び意見を尊重すること、などについて、要請する申し入れがなされたもので、加盟労組273団体署名の要請書の提出と併せてなされております。

次に、21ページ、資料7-2は、本年6月26日付けで全大阪労働組合総連合(大阪労連)から、「最低賃金時間額1,500円以上への引き上げ及び、全国一律最低賃金の法制化と最低賃金審議会の公開性を求める要請書」の提出があったもので、概要を申し上げますと、



1 番目に、大阪地方最低賃金審議会委員の任命において、任命根拠等を明らかにすること、任期途中の欠員の場合、当初の立候補者から順次任命することし、退任した組織からの任命は行わないこと、2 番目に、大阪府最低賃金を、時間額 1,500 円以上、日額 12,000 円以上、月額 24 万円以上に引き上げること。生計費原則に基づく最低賃金の決定をすること、3 番目に、最低賃金審議会、同専門部会の傍聴を含め、資料、議事録を公開すること。実地調査の内容を明らかにし、結果の報告及びその資料など開示すること。希望者による意見陳述の機会等を継続・拡大すること、4 番目に、最低賃金法の改正について、地域別ランク分けの廃止、全国・全産業一律の最低賃金制度の確立。日額・月額設定を復活させること、5 番目に、中小企業・小規模事業者への支援について、最低賃金引き上げを保障する特別な財政措置を行うこと。大企業の下請けいじめをただし、コストが価格に適正に反映させる仕組みを整備すること、6 番目に、最低賃金違反をなくすためにも監督官を増員し、監督行政の強化を図ること、などについて、要請する申し入れがなされたもので、加盟労組 291 団体署名、および 4,387 筆の個人署名、おおさかパルコープ労働組合の 949 筆の個人署名と共に提出されております。署名はまだ追加されると聞いております。

最後に、23 ページ、資料 7-3 は、本年 6 月 30 日に大阪弁護士会から「物価の上昇に応じた最低賃金の引き上げを求める会長声明」として提出されたもので、概要を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化やロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー費の高騰などにより生活必需品の価格が高騰を続け物価が上昇している中、賃金の上昇が物価の上昇に追い付いていない。一般に低所得者世帯ほど消費支出に占める生活必需品の比重が高く、深刻な影響を及ぼしており、喫緊に物価の上昇に応じた最低賃金の引き上げを実施する必要がある。大阪地方最低賃金審議会に対しては、中央最低賃金審議会の提示する目安に縛られず、大阪府の最低賃金の例年以上の引き上げを実施することを求める、との要請であります。

ただいま説明をさせていただきました要請文と署名原本を、公益委員のお席の後ろに置いておりまして、御披露させて頂いております。

説明は、以上です。

## 衣笠会長

ただいま、説明がありましたが、何か御質問はございますか。

( なし )

はい、ありがとうございます。

その他に何かございませんでしょうか。ないようであれば、今後の日程について、事務局から説明してください。

## 稲田主任

次回、本年度第 354 回総会を、7 月 28 日（金曜日）午後 1 時 30 分から予定しております。

議事といたしましては、①中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、②関係労働者の意見聴取（陳述）、③昨年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組の報告、を予定しております。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

## 衣笠会長

ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

（ なし ）

はい、ありがとうございます。

当面の審議の進め方は、以上のとおりですので、よろしくお願いいたします。

その他、何かございませんか。

公益を代表する委員から、何かありませんか。

（ なし ）

労働者を代表する委員から、何かありませんか。

（ なし ）

使用者を代表する委員から、何かありませんか。

（ なし ）

事務局から他に何かありますか。

（ なし ）

それでは、本日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

（閉会時間 16 時 30 分）

（なお、本総会中、計 13 名の出席を事務局にて確認した。）